主 文本件各控訴を棄却する。 当審における訴訟費用は全部被告人三名の連帯負担とする。

本件各控訴の趣意は、弁護人鈴木一郎、同高橋耕、同岩本洋一、同山崎俊彦、同近藤俊昭、同鈴木武志、同古田修、同丸井英弘、同田村公一、同三上宏明、同佐藤博史、同芳永克彦の連名で提出した控訴趣意書及び同訂正書に、これに対する答弁は、検察官瓜島喜一郎の提出した答弁書にそれぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用し、これに対し当裁判所は次のとおり判断する。

第一 訴訟手続の法令違反の主張について

二、 所論は、要するに、本件は昭和四九年二月四日早朝、原判決の判示する東京都杉並区ab丁目c番d号所在のA1連盟事務所に対してなされた、同年一月四日に発生した「A2殺人事件」を被疑事実とする捜索に際し、偶々右事務所にの合わせた者全員を兇器準備集合罪の現行犯として逮捕した事案であるところの逮捕は、警察当局が当時右殺人事件の捜査が進展しないことから、犯人割出しのための取調をし、また同年二月七日に予定されていた、いわゆるA3集会を事前とめの取調をして、事前の計画に従い、A4社等他三ケ所における捜索と前を当まる。とを目的として、事前の計画に従い、A4社等他三ケ所における捜索と所在者全員逮捕とを併せ行つた無差別な別件逮捕ないし治安取締の正めの弾圧であり、違法な手続であるから、右逮捕に際し作成された捜索差押調書等の証拠をある。というのである。これらを採用した原審の措置は違法である、というのである。

三、 所論は、(一)、B5の検察官に対する昭和四九年二月二一日付、同月二四日付各供述調書及び同月一五日付、同月二二日付各供述調書の抄本の供述記載内

容は、同人が証人として原審公判廷で供述した際、被告人らに対する反感を感じさせる程検察官側の意に添う供述をしたことに照し、その趣旨において右公判調書中の供述記載と実質的に相反する部分はなく、そのように見える部分も検察官の質に対しな判廷におけるよりも一そう迎向的であつたものであり、は検察官の取調に対し公判廷におけるよりも一そう迎向的であつたもので特信性ない。(二)、また、B6の検察官に対する同年二月一九日付、同月二〇日付、同月二一日付各供述調書についても、その供述記載部分は同人の原審公判調書中の供述記載と実質的な相違点はなく、また、右各供述調書はいずれも入院中の母親に自られることをおそれ、検察官から巧妙に不起訴にすることをほのめかされて知りに不足で表して採用し原判決の証拠の標目に挙示した原署の措置は違法であるというのである。

しかし、(一)、原審証人B5の原審公判調書中の供述記載では、検察官の質問 に対し、A1連盟事務所等の防衛態勢が何時頃から、どのような理由で強化された か、また昭和四八年一二月一五日A8市民会館でのA6派の集会においてA9の演 説した内容は判然記憶しないから答えられない、昭和四九年一月頃の事務所の防衛 班での話ではA10が同年二月七日のA3集会に襲つて来るかも知れないとの話が あつたが事務所を襲うという話はなかつた、二月三日夜の防衛の任務につく際、班 長から指示があつたがその内容は忘れた、何か最近の出来事とか警察の車が廻つて いるようだから注意して見張るようにという程度の話であつた旨供述して本件の重 要な事項について証言を回避する態度が明らかであるところ、同証言によれば、検 察官による取調に対し、それまでのA6派に同調する政治的運動から脱けようと決意し、進んで記憶のとおり供述したところを録取されたとする同人の右各検察官に対する供述調書では、右の各事項につき、昭和四八年九月二一日A6派がA11大のA10派を襲撃し、A6派機関紙A12は「報復戦の第一弾」と高く評価したが 同年一〇月二〇日池袋周辺その他のA6派アジトがA10派に襲われ、これを機会 にA6派は戦略を変えA4社、A1連盟等の事務所を単に拠点としての防衛のみな 敵を誘い寄せ、敵が攻めて来るのを待つて捕捉し、攻撃し、徹底的にせん滅 するための砦として構築することになり、同年一二月一五日のiでの集会では、A 9は反革命A10分子をせん滅しなければ我々の階級斗争は進展しない、そのため には手にバールを持つてA10の頭にぶち込み、A10を殺して殺して殺しまくれ と激しい語調で演説した旨(前示二月二一日付供述調書)、事務所防衛班のリーダ ·等は二月七日のA3斗争について、A10は絶対狭山斗争に介入してくる、それ 以外にA10は政治課題を持つていない、介入には、個人テロでも、A4社、連盟でも、会戦でも何でも仕掛けてくるだろうと語つていた旨(前示二月二二日付供述 、二月三日の午後一一時防衛任務(支社防と称していた)につく前、班のリ ーダー格の杉並警察署留置番号一四号の女性から指示(意志一致と称していた)があり、権力の車やA10のレポがいる様なので警戒すること、連盟は前に一回襲わ れているが、A10は今度は力を入れて襲撃して来ると思われる、こちらとしても これに対応して敵を断乎としてせん滅しなければならないという話があつた旨(前 示二月一五日付、同月二四日付各供述調書)、本件当時の状況およびそれに至る経 緯について、自然で具体的、詳細な供述をしていることが明らかであるから、右B 5の各供述調書の供述部分は原審公判期日における供述に対比し実質的に相違し かつ信用すべき特別の情況があると認められ、これらを刑訴法三二一条一項二号に より証拠として採用した原審の措置に違法はない。また、(二)、原審証人B6の 原審公判調書中の供述記載によれば、同人は検察官の質問に対し、A1連盟事務所 をA10派の襲撃から防衛するため同所にいたとしながら、同事務所に行くように なつた時期や同所がA6派と関係があるのか、鉄パイプ等が何故同事務所にあつた のか判らないし、A10派が襲つて来る等考えたこともなく、それに対処する仕度 もしていない等、何度も同事務所に寝泊りし、防衛任務についた者としては著しく 合理性を欠く、矛盾の多い回避的な供述をしているところ、同証言によれば精神病で入院している母に起訴されたことが知れては困ると思い、検察官からそのことを 理由に自白を強要されあるいは自白と引き換えに不起訴にする等の約束をされたこ とはなかつたが、罪が軽くなることを希望して供述したところを録取されたことの 明らかな同人の前記各検察官に対する供述調書においては、同人は昭和四八年九月 か一〇月頃A13反戦のメンバーにA1連盟事務所に連れて行かれたが、当時から 被告人C1がA6派のA9と共に運動をしていたことを知つていたA10派との対立が激しくなり同事務所もA10派から襲われることも予想し防衛態勢を強化する

四、所論は、司法警察員B2の作成した捜索差押調書は弁護人において証拠とすることに同意せず、刑訴法三二一条三項の検証調書に準ずべきものでもないのに、原審がこれを単に真正に作成されたことが立証されたというだけで証拠として採用したのは違法であり、また検察官が右調書と一体として請求したB7作成の写真撮影報告書及び写真三一枚並びに司法警察員B1作成の捜索差押実施状況報告書と一体として請求したB8作成の写真撮影報告書及び写真五七枚はいずれも独立した書面であるのに、原審がその作成の真正ないし事件との関係性を調べることなく採用したのは違法である、というのである。

しかし、原審証人B2、同B1の原審公判調書中の供述記載、前記捜索差押調書 大規索差押実施状況報告書によれば、これら調書等は昭和四九年二月四日日1 直盟事務所にいて、前者は憲書信機大変を現在では、立て、前者は大き、 を現すれた、前者は大き、 を現すれた、 である。、 である。。 である。、 である。、 である。、 である。、 である。、 である。、 である。、 である。、 である。。 である。、 である。。 である。 でする。 でる。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。

五、 所論は、(一)、原審構成裁判官の一人である坂井裁判官が原審相被告人の二度目の分離単独裁判を行つたことから忌避の原因が明らかになつたのに原審の事理判決から回避しなかつたのは刑訴規則一三条に違反する。(二)、原審の期日を得ないこともあり、しかも弁護人申請の重要な証人の取調べを行わず終結を急管側証人に援護的尋問を行ない、また裁判長は検察側証人に対する弁護人の反対官側証人に援護的尋問を行ない、また裁判長は検察側証人に対する弁護人の反対時間に際し尋問の意図等を釈明する等尋問妨害を行つた違法がある、(四)、原審は、協力の人定質問を裁判所書記官に行わせた部分があり、刑訴規則一九六条に違反する、(五)、その他訴訟進行に関する弁護人の要望を公判調書に記載せず、刑訴法四八条、同規則四四条一項に違反する等の訴訟手続の法令違反が繰返され、以上の積み重ねによつて誤った判決に至ったものである、というのである。

以上の積み重ねによつて誤つた判決に至つたものである、というのである。 しかし、本件記録を精査して検討すると、右(一)、については併合審理中の共 犯事件の被告人を分離し審理判決したことがその余の共犯被告人の審判を行うこと について裁判官忌避の原因に当らないことは判例上確定された原則であつて坂井裁 判官が回避の措置をとらなかつたのは当然のことであり、(本件第一回公判期日に おける忌避申立を簡易却下した決定に対する抗告申立を棄却した東京高等裁判所昭 和四九年一二月二三日決定参照)、(二)、本件第一回公判期日は起訴後約九ケ月 の余裕を置いて指定され刑訴規則一七八条の四に違反する事情は認められず、その

後弁論の終結された第一五回公判期日まで一年一月を要し、平均一月に僅々一・一回の公判しか開廷されていないことに徴すると、公判期日の指定が性急に過ぎ、立証準備のために開廷間隔が不当に短い等ということはできないばかりでなく、弁護 人が反証として申請した証人等もその立証趣旨に照せば、本件についての間接的立 証であり、そのすべてを取調べる必要はなく、原審の採用した限度で足ると認めら れるから、その裁量は相当であり、(三)、原審裁判官の補充質問、裁判長の釈明 についても、当該証人の公判調書中の供述記載に基づく訴訟関係人による質問応答 の経緯に照すと、これらに対し特段の異議の申立もなされて〈要旨第一〉おらず、ものとは、これらに対し特段の異議の申立もなされて〈要旨第一〉おらず、ものという。 ともと何ら違法、不当とすべき事情は認められず、(四)、原審の被告人、証人に対するいわゆる人定</要旨第一>質問が所論のように裁判所書記官によつて行われた としても、刑訴規則一九六条は審理開始に先立つて出頭した被告人が人違いでない とを法廷の主宰者である裁判長において確めるべき旨を定めたもので、その方法 としては、裁判長がそれを確めるに足る事項を問うことゝ規定されているものゝ、 その事項が特に定められていないように、裁量の余地があり、裁判長が必要に応し て直ちに補足的な質問ができる状態の下でその指揮に従い裁判所書記官をして質問等の形式で問を発せしめ、人違いでないことを確めることを禁ずる趣旨のものと解すべきではなく、事件の性質、法廷の状況によつては、裁判長が静かに見守るなか で、裁判所書記官がその作業を進めることが法廷における手続の運営としてふさわしいことのあることをも考えると、右人定質問の方法は裁判長の訴訟指揮に委ねら れた事項であり、裁判所書記官をしてこれを行わせることも許容されると解するのが相当であり、証人についても、その人定質問について規定する刑訴規則――五条の文言上の表現は被告人に対する人定質問の場合と若干異つているにしても、その理は同様であるから原審裁判長が被告人ないし証人の人定質問について採つた措置 に違法はない。 (五)、その他原審公判調書の記載等について論難するところも公 判調書の記載の正確性についての異議の申立のあつた形跡はないばかりでなく、そ の趣旨とするところは弁護側の要望を完全には採らなかつたというもので、採否の 裁量の幅のある訴訟手続でそれを違法とすることはもとより、不当とすべきもので ないことも明らかである。そして所論に照し本件訴訟手続の全体を調査しても違法 とすべき点はないから、原審の訴訟手続の法令違反をいう所論はいずれも採用の限 りでない。

第二 法令の解釈適用の誤りとの主張について

所論は、迎撃形態の兇器準備集合罪について共同加害の目的があるというためには、その前提として襲撃の具体的可能性ないし襲撃の切迫性、蓋然性が事実として存在することが必要であると解すべきところ、原判決はその共同加害目的は、もともと行為者の主観に属することであり外界に存在する事実そのものとは関係のないことであるから、襲撃の蓋然性が事実として存在しなくても、行為者がそのおかれた具体的状況のもとで襲撃の蓋然性を認識していれば共同加害の目的を認定するに妨げはないと解し、本件に刑法二〇八条の二の一項を適用処断したのは法令の解釈適用を誤つた違法がある、というのである。

に判断し、発生する具体的可能性ないし蓋然性があると認められる限り、本罪にい う共同加害の目的があるといわなければならない。所論は、右の共同加害の目的が あるとするためには相手方による襲撃の蓋然性が客観的にも事実として存在するこ とが必要である、というのである。しかし共同加害の目的は本来行為者の主観に属することであり、その目的(意思)を抱くに至る判断の基礎となる諸事情もすべて 行為者の認識した事柄であるから、相手方を迎撃する形態の兇器準備集合罪にあつ ては、確かに共同加害の目的も客観性の要請される構成要件の一部をなし、従つ て、それに関わる相手方による襲撃の予想は、架空の、あるいは漠然としたもので はなく、通常の一般人から見てもその発生の具体的可能性あるいは蓋然性があると されるものでなければならないとしても、それは行為者がその認識したことによつ て自ら判断したところに従うのほかなく、それが被告人の認識した事情の下で一般 人の見地からする評価と異なるときは錯誤の問題として共同加害の目的(意思)を 認めえない場合も生ずると解せられ、以上の点から共同加害の目的が相手方の襲撃 の蓋然性が事実として客観的に存在することにからるとする所論は採用できない。 ところで原判決のこの点についての説示の趣旨は必ずしも明白ではないが、若し原 判決が右の相手方による襲撃の蓋然性を行為者の主観のみによる判断に委ねる趣旨 であるとすれば、それは誤りであるといわなければならない。しかし、本件におい ては後記のように行為者が襲撃の蓋然性について認識し判断したところは一般人の 見地においても誤認はなかつたことは明らかであるから、結局、原判決には判決に 影響を及ぼすべき法令の違反があつたとすることはできない。論旨は理由がない。 事実誤認の主張について

一、所論は、本件当夜、被告人らがA1連盟事務所に泊り込んでいたのは、同事務所に対する違法な侵害から事務所の財産や同所で働く者達の生命、身体を防衛するための日常的な警備のためであつて、A10派の者の襲撃の蓋然性もなかつたことでもあり、その襲撃を機に積極的に反撃する意思はなく、共同加害の目的はなかつたのに、原判決が被告人らにおいてA10派の者の襲撃を予想して緊急事態に備え、その襲撃の際はこれを迎撃し、その生命身体に共同して危害を加える目的で屋外斗争まで予定し兇器を準備して集合した旨認定したのは重大な事実の誤認である、というのである。

そこで、本件記録を調査し、当審における事実取調の結果をも併せ検討すると、 原判決の挙示する各証拠を総合すれば、被告人らはいずれもいわゆるA6派に所属 するものであるが、

1. いわゆるA6派とA10派とは、以前から対立抗争関係にあり、互いに他の構成員に対し内ゲバと称する殺傷行為を繰返し、昭和四八年後半だけでも、A16派によるものとして七月及び一〇月の上池袋周辺のA6派のA6派の者に対すま整撃があり、一二月一四日夕刻には東京都杉並区abT目c番d号所在のA11装撃があり、一二月一四日夕刻には東京都杉並区abT目 c 番d号所在のA10 襲撃があり、の喫茶店で同事務所の代表である被告人C1がA10派の者とこる11 製工のでの名10派の者に対するものとしては、同年九月A11などを携え集合した事件があり、A6派に月の上の派書記長A16に対する襲撃・出ての名10派の者に対けては、日6に対する襲撃・出ての名10派の右10派の右10派の右10派の右10派の右10派の右10派書記長A16に対する襲撃・出ての名10派の方法と激越なの対立はおいてはおいては昭和四八年一五日八王子市の集会において、政治局演説を名9が反革命A10分子をせん減し徹底的に殺しまと、調子の対立はますを掲載においても同旨の主張を掲載する等してあおり立て両派の対立はます緊張・激化して行く状態にあつたこと、

の動向、ことにその対立抗争に関する状況、当日特に注意を要する事項について指示説明があつて意思統一が図られ、なお、度々、A 10派が襲撃して来たときには直ちに近くにあるもので応戦するよう指示され、警戒に当る者は、右の襲撃に際しこれを迎え撃つ態勢をとつていたこと、

3. 本件当夜右事務所には、二階各室や廊下に鉄パイプ三九本、鉄棒七本、先端をといだ竹やり一七本、特殊警棒八本、バール三本、ヌンチヤクニ対、空瓶、石塊、レンガ、コンクリート塊多数が配置され、二階物干場や屋根にも多数の拳大の石が木箱等に入れて置かれており、また、とくに前記B5の検察官に対する供述調書からも明らかなように、二月七日のA3斗争集会を前にして、事務所防衛関係のリーダーらは、A10はそれ以外に政治的課題がないから必ず介入してくるが、方はを選ばないから事務所にも襲撃して来るかも知れないと語り、当夜もA10はたまは力を入れて来るだろうから、こちらもそれに対応して断乎としてせん滅したはならない旨指示があり、それまでより一段と緊張した状態にあつたこと、で当日事務所の防衛に当つた者はもとよりその他の者も殆んどがすねあて及びこてをつけ、被告人ら三名もこれを装着していたこと。

あてをつけ、被告人ら三名もこれを装着していたこと、 4. 被告人C1は同事務所の代表者として、被告人C2、同C3はともに前記事務所の防衛に当つて来たA17委員会のメンバーとして、そのような防衛体制がとられるに至つた事情をも含めて前記諸事情を知悉していたと認められること、

二、所論は、原判決は多数の竹やり、鉄パイプ、鉄製特殊警棒、バール、石塊、コンクリート塊を兇器と認定したが、これら用法上の兇器の認定は、当該の物の置かれている客観的状況に行為者の主観的状況や加害行為の蓋然性などを考慮し、人の生命、身体に対する高度の切迫した現実的危険が客観的に存在する場合にのみこれを肯定すべきであるのに、本件では器具が存在し、人が室内に集合していた当けで、対立する団体等の具体的存在もなかつたのであるから、前記各種器具の多くはその兇器性が否定されるべきであるのに、そのすべてに兇器性を認めた原判決には重大な事実の誤認があるというのである。

三、 所論は、本件において被告人C1はA1連盟の代表者であり、連盟の物資

の共同購入や杉並区会議員としての活動のため同事務所を本拠としてはいても、同事務所の警備は全くA17委員会のメンバーに委ねられており、同被告人において右警備を分担することはなかつたのであるから、偶々同事務所にいたとしても共同加害の目的はなく、集合したものでもないのに、原判決が同被告人についても本件犯罪の成立を認めたのは重大な事実の誤認である、というのである。

その他所論が縷々述べるところにつき検討しても原判決の本件犯罪事実についての認定には何らの事実誤認はないから所論は採用できない。論旨は理由がない。よつて、刑訴法三九六条により本件控訴を棄却することとし、当審における訴訟費用につき同法一八一条一項本文、一八二条を適用し、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 小松正富 裁判官 千葉和郎 裁判官 鈴木勝利)